

香椎地区まちづくり賑わい支援事業助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福岡広域都市計画事業香椎駅周辺土地区画整理事業（以下「土地区画整理事業」という。）施行地区において行う商店街の賑わいを創出する事業又は地域のまちづくりに寄与する事業を実施する団体を助成することにより、土地区画整理事業施行期間における活力と賑わいの持続するまちづくりを実現し、もって土地区画整理事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

(助成対象団体)

第2条 助成を受けることのできる団体は、土地区画整理事業施行地区の概ね全域を通常の活動区域とする次の各号に掲げる団体（以下「助成対象団体」という。）とする。

- (1) 福岡市中小企業振興条例（昭和48年福岡市条例第21号）第2条第2号に規定する協同組合等
- (2) まちづくりを目的とする特定非営利活動法人
- (3) その他市長が適切であると認める団体

2 助成対象団体は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすこととする。

- (1) 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「市暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が代表者（法人であるときは、その役員）でないこと
- (2) 代表者（法人であるときは、その役員）が市暴排条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと

3 市長は、助成対象団体が前項各号に掲げる要件をすべて満たしていない場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、助成金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、助成対象団体に対し代表者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(助成対象事業)

第3条 助成の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、助成対象団体が土地区画整理事業地区において行う商店街の賑わいを創出する事業又は地域のまちづくりに寄与する事業であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 空き地や空店舗等を活用し商店街の街並みの連続性を補完することにより、商店街の活性化に繋がる事業
- (2) 商店街の集客力若しくは認知度の向上又は販売力強化により商店街の競争力の向上を図る事業
- (3) 社会的課題や地域の問題解決に向け取り組む事業
- (4) 地域コミュニティの場を提供する事業
- (5) その他市長が適切であると認める事業

2 前項の規定にかかわらず、この要綱以外の本市の制度に基づく助成金等の交付を受けて実施

する事業については、助成対象事業としない。

(助成)

第4条 本要綱による助成は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 前条に規定する助成対象事業の企画立案及び実施に関する指導及び助言
- (2) 前条に規定する助成対象事業の実施に対する助成金の交付

(事前指導)

第5条 助成金交付申請をしようとする団体（以下「申請団体」という。）は、助成対象事業の企画立案にあたっては事前に市に相談し、指導及び助言を受けなければならない。

(助成金交付対象経費)

第6条 助成金の交付対象となる経費（以下「助成金交付対象経費」という。）及びその経費支出基準は、助成対象事業を実施するにあたり直接要した経費のうち、別表に定めるものとする。

(助成金の額)

第7条 助成金の額は、助成金交付対象経費の4分の3以内とし、1助成対象団体あたり1年度につき400万円を限度として、予算の範囲内で市長が定める額とする。

2 前項の規定により算出した助成金の額に千円未満の額がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(助成金交付申請)

第8条 申請団体は、香椎地区まちづくり賑わい支援事業助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 申請団体の会員名簿
- (2) 申請団体の定款、規約又はこれに類するもの
- (3) 事業計画書
- (4) 収支計画書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(助成金の決定)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により助成が適正であるかを調査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、香椎地区まちづくり賑わい支援事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により、その旨を申請団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に条件を付することができる。

(計画の変更及び取り下げ)

第10条 助成金の交付決定を受けた団体（以下「助成団体」という。）が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、遅滞なく香椎地区まちづくり賑わい支援事業助成金変更申請書（様式第3号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

- (1) 助成対象事業の内容を変更しようとするとき
- (2) 助成対象事業の経費の配分又は執行計画の変更をしようとするとき
- (3) 助成対象事業を取り下げ、中止又は廃止しようとするとき

- 2 市長は、前項の変更申請書が提出されたときは、第9条の規定を準用し、助成金を変更すべきと認めるときは、香椎地区まちづくり賑わい支援事業助成金変更承認通知書(様式第4号)により、その旨を申請団体に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 助成団体は、助成対象事業を完了したとき又は前条第1項第3号に係る承認を受けたときは、香椎地区まちづくり賑わい支援事業実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 助成金交付対象経費に係る支出の確認ができる書類等の写し

(2) 助成対象事業の実績及び成果を証する書類等

(3) その他市長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定により提出された書類(以下「報告書等」という。)を受理した場合には、報告書等の審査その他必要に応じて行う調査等により、助成対象事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであることを確認するものとする。

- 2 市長は、前項の確認により交付すべき助成金の額を確定したときは、香椎地区まちづくり賑わい支援事業助成金交付確定通知書(様式第6号)により、助成金の確定額を助成団体に通知するものとする。

(助成金交付の時期)

第13条 助成金は、前条の規定により確定した額を助成対象事業の終了後に交付するものとする。ただし、市長が、助成対象事業の終了前に交付することが適当であると認める場合には、助成金を一括又は分割して助成対象事業の終了前に交付することができるものとする。

- 2 前項ただし書の場合において、確定した額が既に交付した額に満たないときには、助成団体はその満たない部分に相当する額を返還しなければならない。

(助成金交付決定の取消し)

第14条 市長は、助成団体が次の各号のいずれかに該当する場合には、助成金の交付を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができるものとする。

(1) 虚偽の申請その他不正の行為があったとき

(2) この要綱に違反したとき

(3) その他市長が不相当であると認めるとき

(報告の徴収等)

第15条 市長は、助成団体に対して必要な報告を求め、又は必要な調査若しくは指示を行うことができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2021年3月31日をもって廃止する。